

野田市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年9月28日

野田市長 鈴木 有

野田市訓令第4号

野田市事務決裁規程の一部を改正する訓令

野田市事務決裁規程（昭和45年野田市訓令第5号）の一部を次のように改正する。

別表第9工事等執行事務（測量、調査及び設計委託業務を含む。）の項指名業者の決定の目、予定価格の決定（最低制限価格及び調査基準価格を含む。）

「
の目及び落札者の決定、契約の締結の目中 3,000以内 を
」

「
1,300以内
（測量、調査及
び設計委託業務
にあつては、5
00以内） に改める。
」

附 則

この訓令は、令和5年10月1日から施行する。